

マニフェスト制度

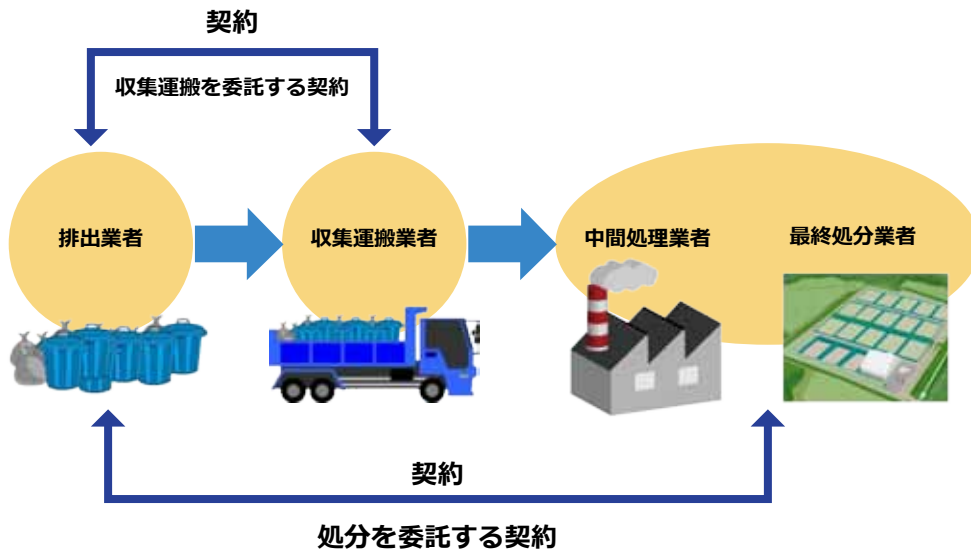
マニフェスト制度とは、排出事業者が収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止等適正な処理を目的とした制度です。

1. 委託契約

産業廃棄物を委託処理するには、まず委託契約を結びます

産業廃棄物の処理を委託する場合、排出業者は運搬収集業者と処分業者とそれぞれと直接、書面で契約書を結ばなければなりません。

委託契約書は、契約満了日から5年間保存することが義務づけられています。



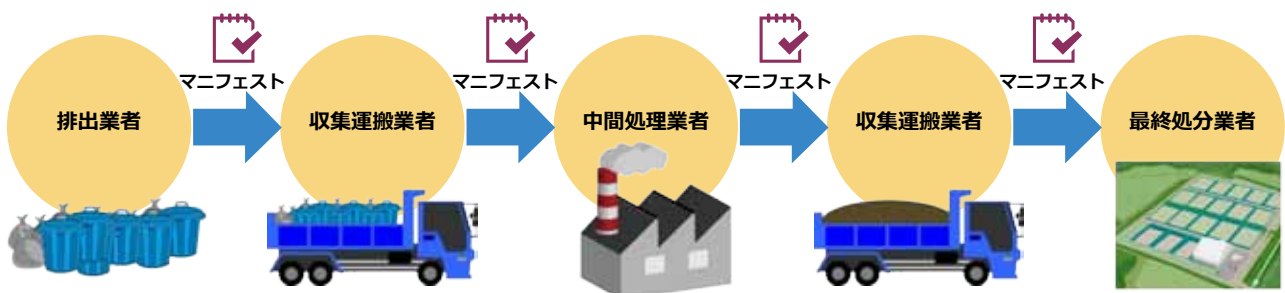
マニフェスト制度

2. 電子マニフェスト・紙マニフェストの仕組みと流れ及び管理について

クリーンな未来をつくるマニフェスト制度

中野町産業では従来の紙マニフェストだけではなく電子マニフェスト制度を導入しています。法令に遵守し適切に処理・保管管理を行っています。

マニフェスト制度とは排出業者が産業廃棄物の処理を委託するとき、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、業者から業者へ産業廃棄物と共にマニフェストを流しながら処理の流れを確認するしくみです。それぞれの処理後に排出業者が各業者から処理終了を確認することが出来ます。これにより不適切な処理による環境汚染や不法投棄を未然に防ぐ事ができます。



3. 電子マニフェスト制度とは

電子マニフェストの加入促進について

電子マニフェスト制度は、従来の紙マニフェスト制度に比べ、事務処理の効率化、法令遵守（コンプライアンス）、データの透明性の観点から大いにメリットがあり、現在行政機関が主体となり普及拡大に努めています。